



2024年1月から新しいNISAがスタート

NISA ガイドブック



ニャーサくん

ニーサ教授

「NISA」はNippon Individual Savings Account

NISAとは「少額投資非課税制度」のことで、イギリスのISA (Individual Savings Account=個人貯蓄口座) をモデルにした日本版ISAとして、NISA(ニーサ)という愛称がついています。

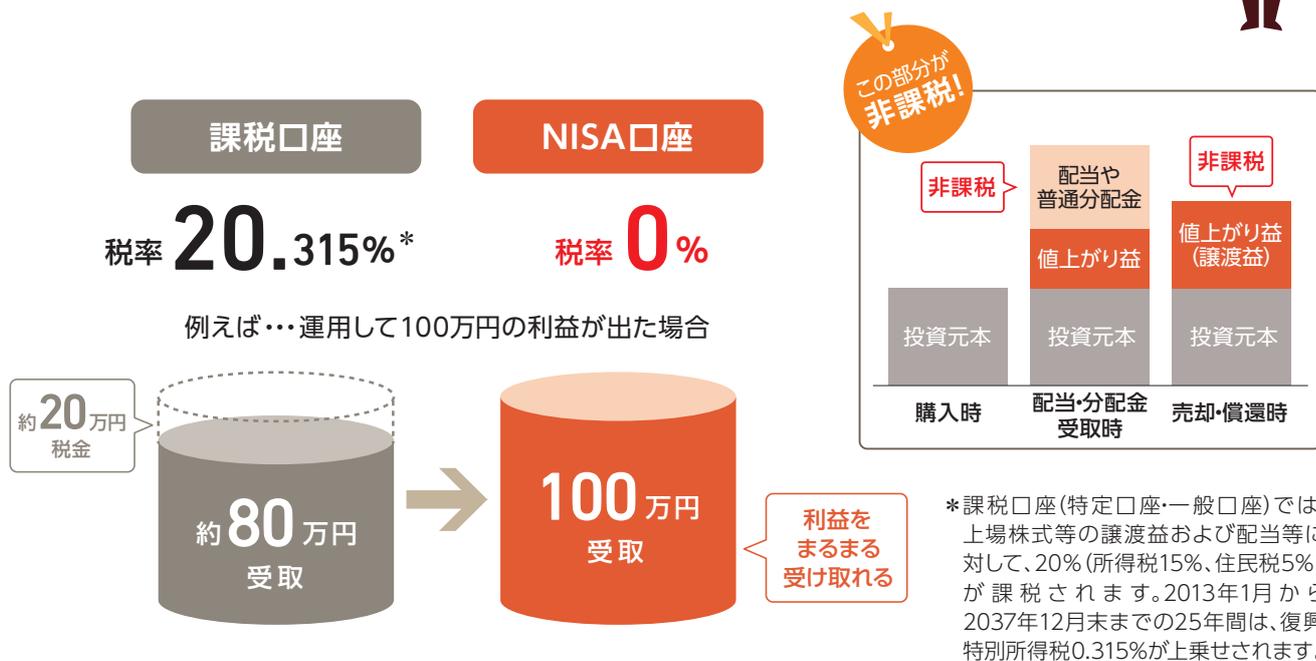
大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

お得な非課税制度を活用しよう

NISAとは？

NISA(ニーサ)とは、個人の資産形成を応援する税制優遇制度です。通常、株式や投資信託などの金融商品から得られた利益には約20%の税金がかかりますが、NISA口座で投資した場合は運用益が非課税になります。



2024年1月スタート 新しいNISA 3つのポイント

- POINT 1** 非課税投資枠は年間最大**360万円***
2つの枠を**併用**できます
*購入時手数料等を除く
つみたて投資枠 + 成長投資枠 = 合計 360万円
- POINT 2** 非課税保有期間は**無期限**
期限を気にせず運用できます
つみたて投資枠 成長投資枠 → 運用益はずっと非課税
- POINT 3** 生涯の非課税保有限度額は**最大1,800万円*1**
売却すれば枠を再利用できます*2
*1 買付額(簿価)ベースで1,800万円(うち成長投資枠は1,200万円)
*2 売却の翌年以降、年間投資枠の範囲内で再利用できます。
最大1,800万円 → 売却 → 再利用可

※上記は、当資料作成時点の情報に基づくものであり、将来の税制改正等により変更となる場合があります。



新しいNISAの概要

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠 (上限額)	120万円	合計 360万円	240万円
非課税保有期間	無期限		無期限
非課税保有限度額 (総 枠)	1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		うち成長投資枠 1,200万円
口座開設期間	恒久		恒久
投資対象商品	長期の積立・分散投資に 適した一定の投資信託		上場株式・投資信託等 ^{*1}
対象年齢	18歳以上 ^{*2}		18歳以上 ^{*2}

*1 整理・監理銘柄、信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託およびデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除外

*2 NISA口座を開設する年の1月1日現在で18歳以上の国内居住者が対象

NISA利用時の注意点

NISA口座は1人1口座

ただし、NISA口座を
開設する金融機関は
1年単位で変更可能です。



新規での投資が対象

現在保有している株式や
投資信託をNISA口座に
移すことはできません。



損益通算・繰越控除不可

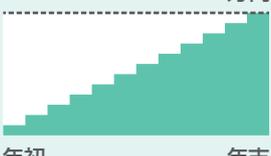
NISA口座の損失は、
他の口座の利益との
損益通算や繰越控除は
できません。



※当資料中において、上場株式を「株式」、公募株式投資信託を「投資信託」または「ファンド」と表記する場合があります。

新しいNISAのポイント

つみたて投資枠と成長投資枠の2つの枠を利用できます

つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
● 年間投資枠		● 年間投資枠
120万円		240万円
● 買付方法		● 買付方法
積立投資 ※「1ヵ月に1回」など定期的に一定金額の買付けを行なう方法		一括投資・積立投資
● 投資対象商品		● 投資対象商品
長期の積立・分散投資に適した 低コストの投資信託* など *金融庁が定める以下の要件を満たした投資信託 ● 販売手数料はゼロ（ノーロード） ● 信託報酬は一定水準以下 ● 信託期間が無期限または20年以上 ● 毎月分配型ではない ● デリバティブ取引による運用を行っていない（ヘッジ目的の場合等を除く） …など		つみたて投資枠の対象商品に加えて それ以外の 投資信託・上場株式 など ※信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託および デリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除く ※整理銘柄・監視銘柄に指定された上場株式を除く
● 年間上限120万円まで利用する場合の例		● 年間上限240万円まで利用する場合の例
毎月10万円×12回投資 120万円  年初 年末		240万円を一括投資 240万円 毎月20万円×12回投資 240万円  年初 年末 年初 年末



2つの枠は併用できるので、毎月コツコツ投資しながら、相場が下落したタイミングなどを見計らって一括投資することも可能です！

成長投資枠では幅広い金融商品から選べて、一括・積立どちらでも買付けできるんだね！



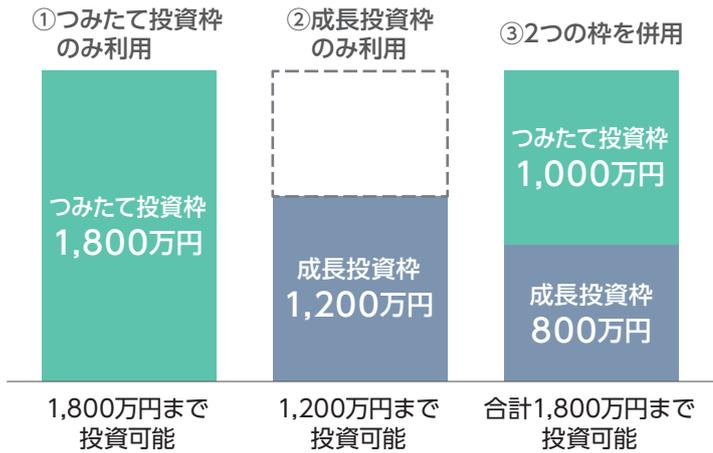
※上記は、当資料作成時点の情報に基づくものであり、将来の税制改正等により変更となる場合があります。



生涯を通じて最大1,800万円まで非課税で投資できます

NISA口座で保有する投資信託などの残高(非課税保有額)が買付額ベースで1,800万円まで投資できます。ただし、成長投資枠のみを利用する場合の上限は1,200万円となります。

非課税保有限度額を上限まで利用する場合の具体例



非課税保有額は買付額で管理されます



例えば、300万円で買付した商品が500万円に値上がりしても、残りの非課税枠は1,500万円のままとなります。反対に、保有商品が値下がりした場合も同様です。

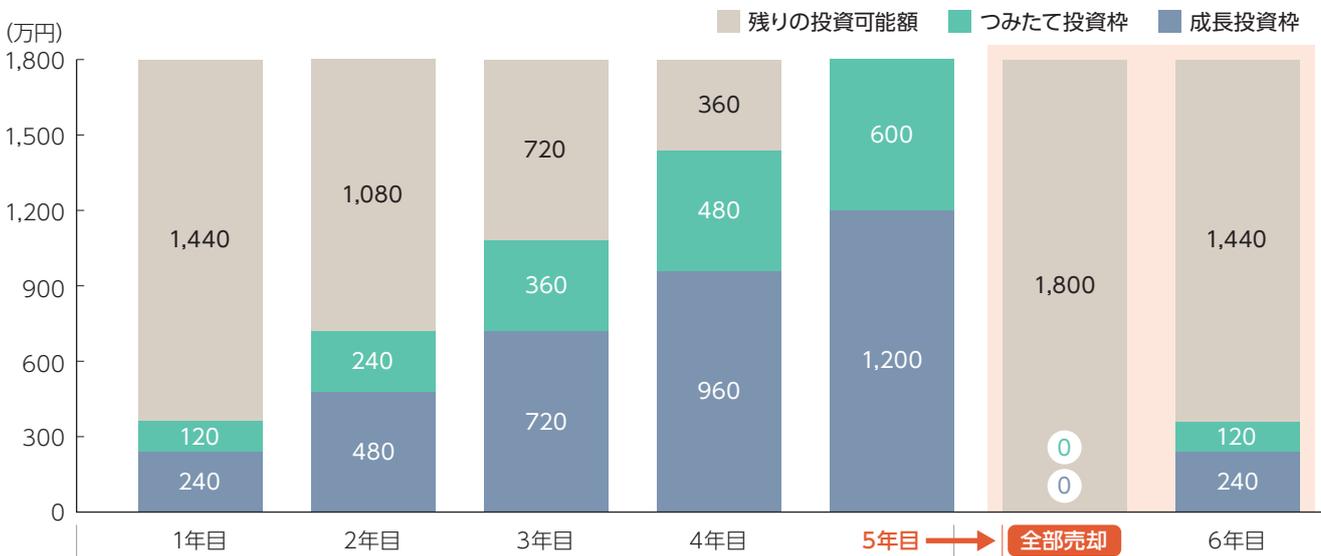


売却した分の非課税保有限度額は再利用できます

NISA口座で保有する投資信託などを売却した場合、その買付額分だけ非課税保有額が減少します。減少した分は翌年以降、年間投資枠の範囲内で再び利用可能となります。

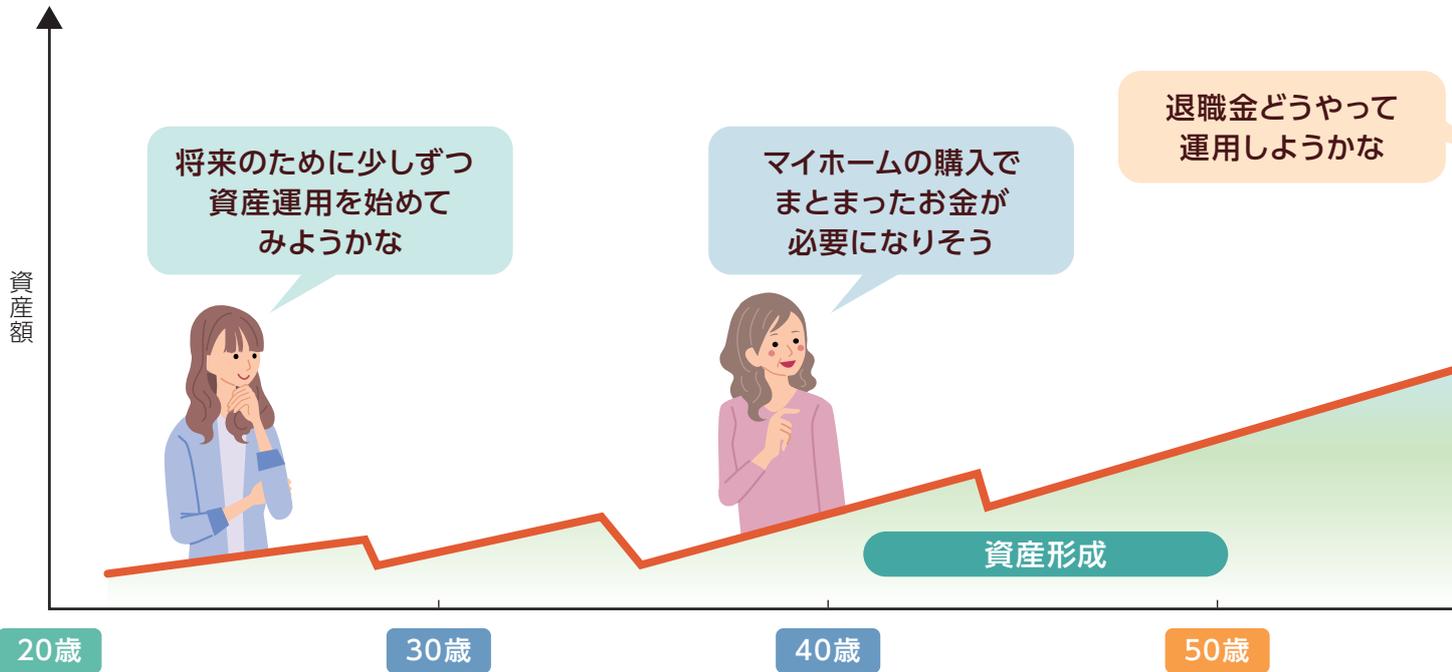
非課税保有限度額を再利用する場合の具体例

例えば、毎年360万円ずつ投資した場合、5年目に非課税保有限度額の1,800万円に達するため、6年目以降はNISA口座での買付ができません。しかし、仮に5年目に運用資産を全て売却した場合、翌年6年目以降に非課税枠が復活し、再び年間360万円までの投資が可能になります。



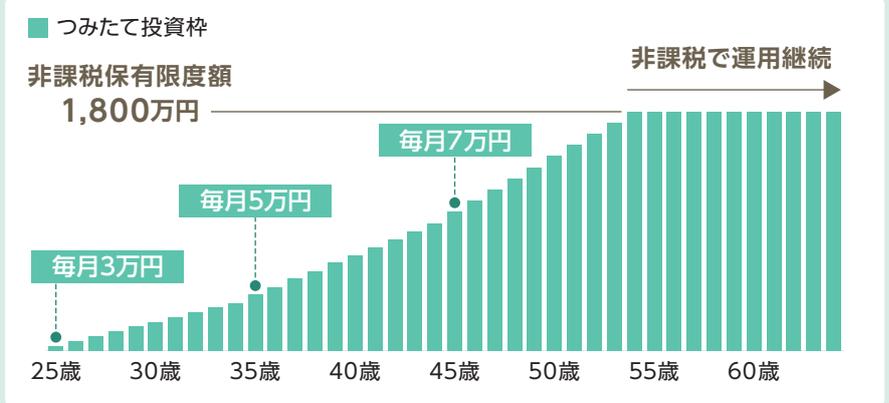
人生100年時代、自分に合った方法でNISA

新しいNISAは、生涯1,800万円まで、無期限に非課税で投資できるようになり、人生100年時代の長期的なため、売却した分の非課税保有限度額を再利用できるため、ライフプランに合わせて積み立てたり、取り



20代の活用例 時間を味方につけて運用！ つみたて投資枠でコツコツ将来の資産づくり

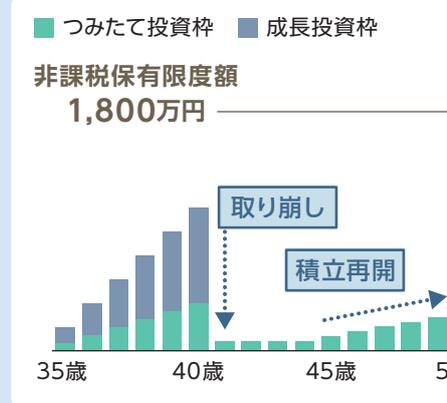
新しいNISAは、最大1,800万円まで期限を気にせず投資ができるため、例えば、毎月3万円から低コストのインデックスファンドで積み立てを始め、年代や収入に応じて10年ごとに積立額を増やしていくなど、自分のペースでじっくり投資を続けられます。



- 積立投資 (堅実型)**
 バランス型のインデックスファンド
- 積立投資 (積極型)**
 株式型のインデックスファンド

30~40代の活用例 ライフイベント コツコツ積み立て

新しいNISAは、2つの枠を併用しながら、ボーナス月など余裕があることも可能です。また、売却分の非課税まとまった資金が必要な際にも柔



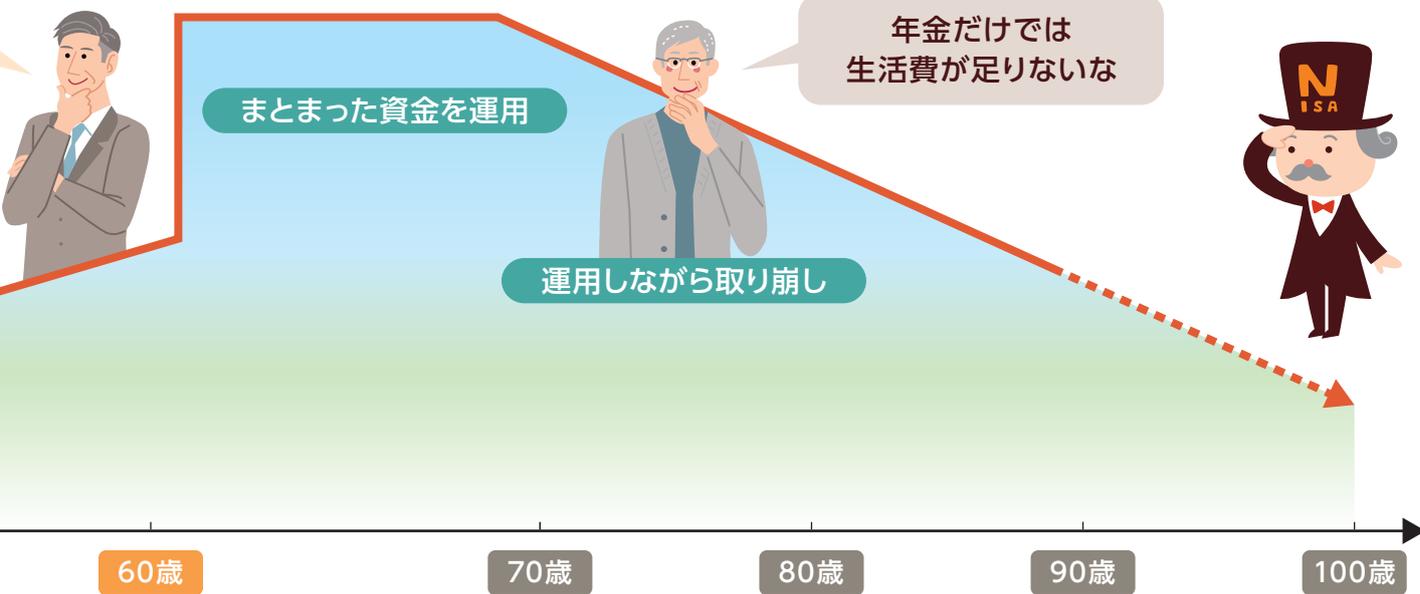
- 積立投資**
 株式型のインデックスファン

※上記の活用例はあくまで一例です。

を活用してみませんか？

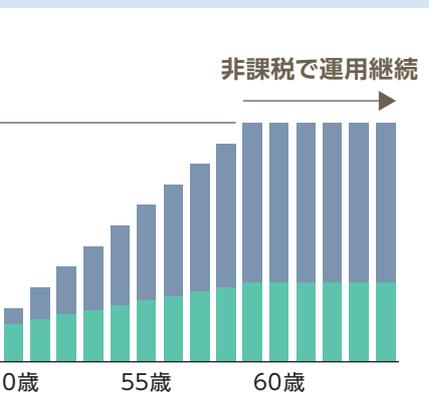


な資産形成に活用することができます。
崩したりしながら柔軟に運用していくことも可能になります。



に合わせて運用！ ながら、成長投資枠で一括投資

きるため、毎月無理なく投資を続ける時に成長投資枠で一括投資する
税保有限度額を再利用できるため、
軟に対応しながら運用できます。

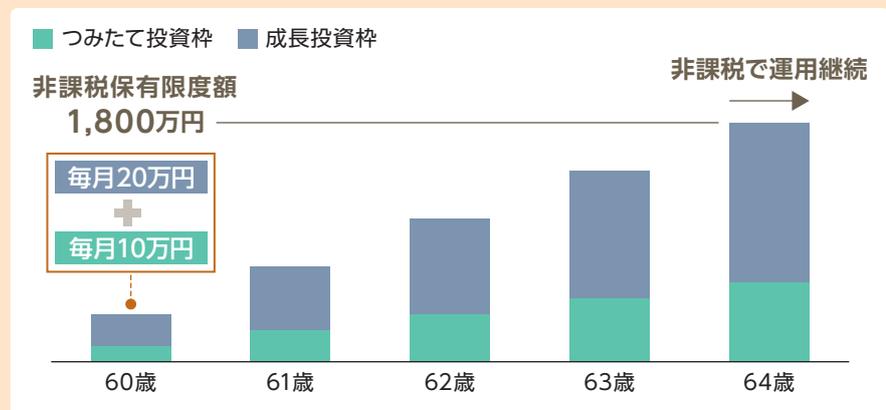


一括投資
株式型のアクティブファンド

50~60代
の活用例

まとまった資金を有効活用！ 年間投資枠をフル活用し最短5年で1,800万円投資

新しいNISAは、2つの枠を年間の上限まで利用すれば5年で1,800万円
分投資できます。例えば、毎月30万円ずつ、複数の資産に分散しながら
積み立てることで、まとまった資金で安定的な運用が目指せます。
また、取り崩し期は定期分配型のファンドを活用する方法もあります。



積立投資(5年間)

バランス型のインデックスファンド

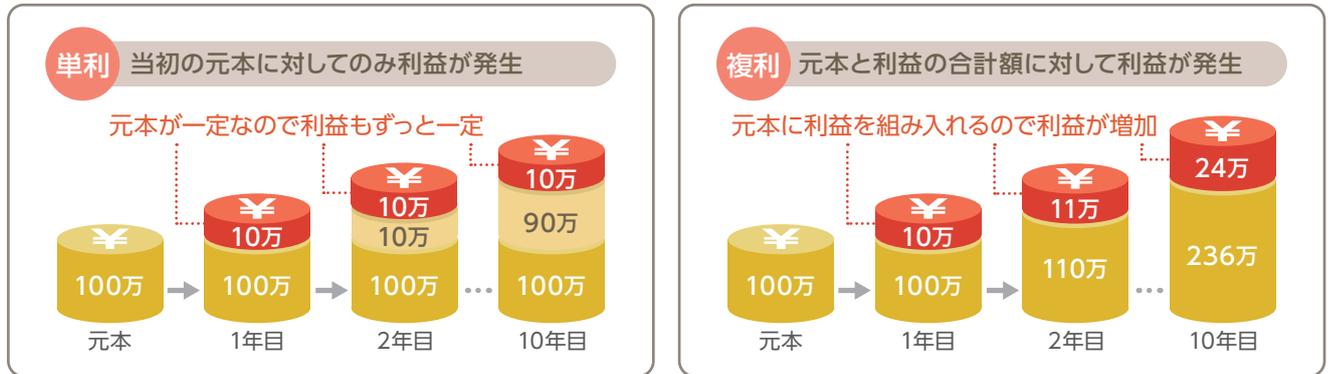
積立投資(5年間)

バランス型のインデックスファンド

資産運用のキホン「長期」「積立」「分散」

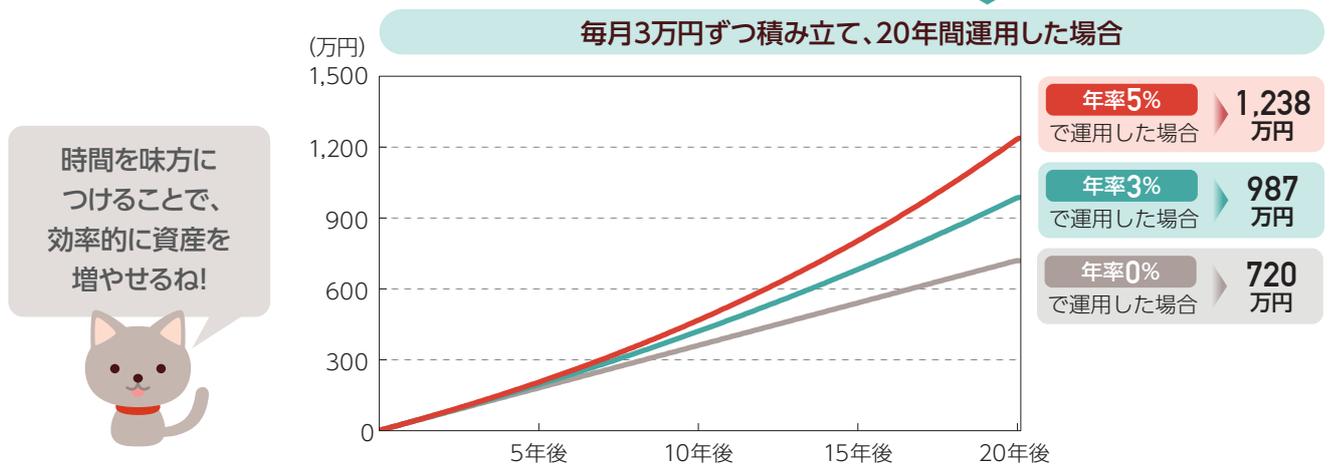
時間を味方につけて「複利効果」を活用しよう

長期投資のメリットのひとつに「複利効果」があります。複利効果とは、運用で得た利益を当初の元本にプラスして再び投資することで、利益が利益を生んでふくらんでいく効果のことをいいます。



※上記は元本100万円を年率10%で運用した場合のイメージです。※税金等諸費用は考慮していません。

運用期間が長くなるほど複利効果による資産の伸びが大きくなります。



※上記はあくまでシミュレーションであり、投資元本の安全性および将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。※期間中、毎月末に積み立てたと仮定して算出(最終月は積立せず)。毎月複利。 ※税金等諸費用は考慮していません。

「分散投資」でリスクを軽減しよう

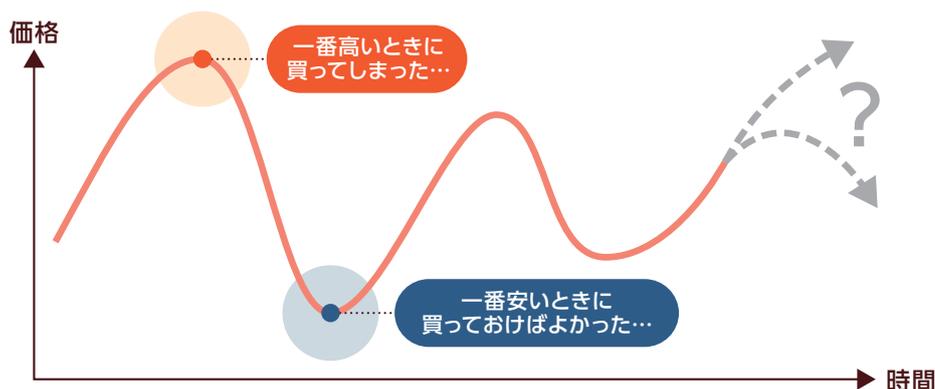
投資の世界には、「1つのカゴに卵を盛るな」という格言があります。投資先を1つに集中させず、複数の資産・銘柄に分散させることで、保有資産全体のリスクを軽減することが期待できます。





「積立投資」で購入単価を平準化しよう

積立投資とは、金融商品を一定の金額で定期的にコツコツと購入していく方法です。このような投資手法は「ドル・コスト平均法」とも呼ばれ、購入単価を平準化させる効果があります。



毎月コツコツ投資することで、高いときに買い過ぎたり、安いときに買い損ねたりするのを避けられます。

例えば、合計4万円分、投資信託を購入する場合

		1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目		
基準価額 (1万円当たり)	10,000円	10,000円	15,000円	5,000円	10,000円		
一度にまとめて購入		40,000円で 40,000口				40,000円で 40,000口	平均購入単価 10,000円 (1万円当たり)
毎月10,000円 ずつ購入		10,000円で 10,000口	10,000円で 6,667口	10,000円で 20,000口	10,000円で 10,000口	40,000円で 46,667口	平均購入単価 約8,571円 (1万円当たり)

この例では、毎月1万円ずつ購入していた場合の方が、平均購入単価を安くできているね！



購入金額を一定に保つことで

価格が高いときは少なく

価格が低いときは多く

購入することになり、購入単価が平準化されます。



※上記はドル・コスト平均法の概念を説明するためのイメージです。※税金等諸費用は考慮していません。
※ドル・コスト平均法は将来の収益を約束したり、相場下落時における損失を防止するものではありません。
相場が継続して上昇し続ける場合等、一括投資の方が有利な場合があります。

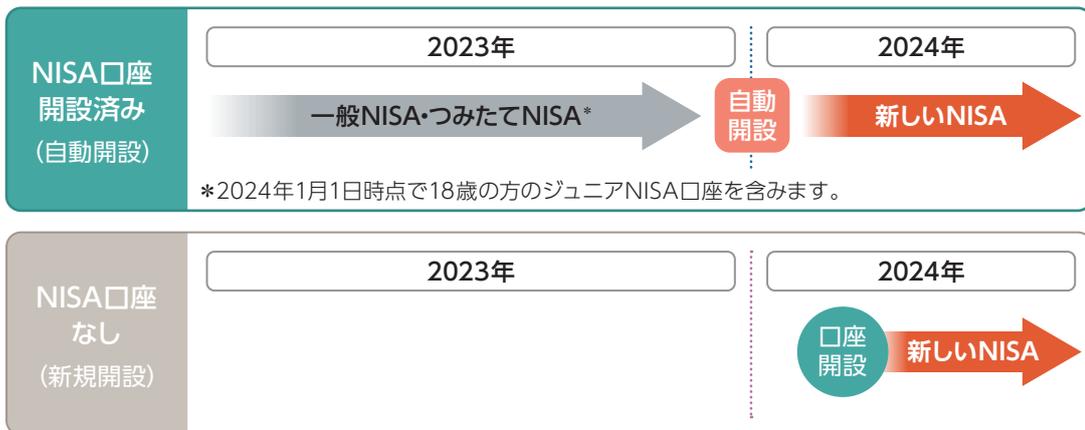
Q&A

Q₁

新しいNISAの利用にあたって何か手続きは必要ですか？

A₁

2023年末までに一般NISAまたはつみたてNISAの口座を開設済みの方は、同じ金融機関で新しいNISA口座が自動的に開設されるため手続きは不要です。
 なお、NISA口座をお持ちでない方は、口座開設の手続きが必要になります。



Q₂

新しいNISAを始める際、すでに一般NISA・つみたてNISA口座で保有している商品を売却する必要はありますか？

A₂

2024年以降、一般NISA・つみたてNISA口座での新規投資はできなくなりますが、すでに保有している商品を売却する必要はありません。
 購入時から一般NISAは5年間、つみたてNISAは20年間、そのまま非課税で保有可能で、売却も自由に行なえます。
 ただし、非課税期間終了後、新しいNISA制度に移管(ロールオーバー)することはできません。



※上記は、当資料作成時点の情報に基づくものであり、将来の税制改正等により変更となる場合があります。



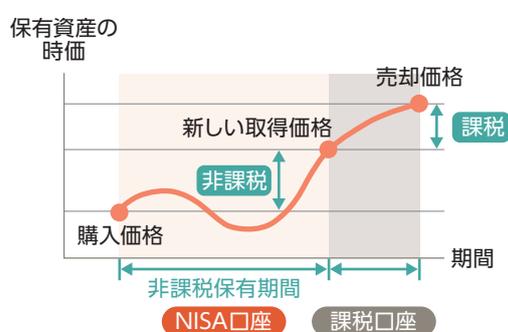
Q₃

一般NISA・つみたてNISA口座で保有している商品は、非課税保有期間が終了すると、どうなりますか？

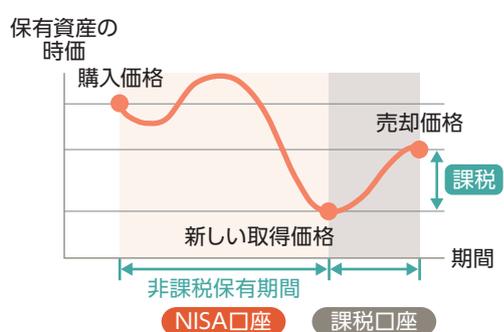
A₃

一般NISA・つみたてNISA口座で保有している商品は、非課税保有期間（一般NISA 5年間・つみたてNISA 20年間）が終了すると、課税口座（特定口座・一般口座）に払出されます。この場合、払出し時点の時価が課税口座における新しい取得価額になります。なお、非課税期間終了時に保有資産が値下がりしていた場合、最初から課税口座で投資していた場合に比べて税金を多く支払うことになる可能性がある点に注意が必要です。

非課税期間終了時に保有資産が値上がりした場合



非課税期間終了時に保有資産が値下がりした場合



Q₄

2023年末までに一般NISA・つみたてNISAで投資した金額は、新しいNISAの非課税保有限度額(1,800万円)に含まれますか？

A₄

2023年末までに一般NISA・つみたてNISAで投資した金額は含まれません。新しいNISAの非課税保有限度額(1,800万円)は、2024年以降に新しいNISAで投資した分からカウントされます。

別枠で管理



新しいNISAの投資枠は別枠で管理されます！



Q&A

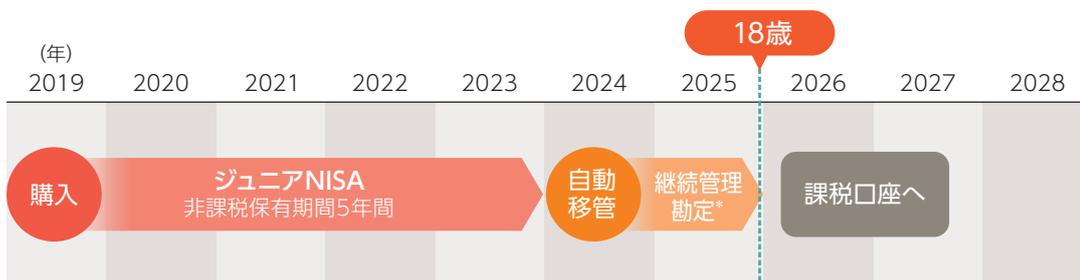
Q
5

ジュニアNISA口座で保有している商品は、2024年以降、どのように取り扱われるのですか？

A
5

2024年以降、ジュニアNISA口座での新規投資はできなくなります。ただし、2023年末までにジュニアNISAで投資した商品については、非課税保有期間(5年間)終了後、自動的に継続管理勘定に移管され、18歳になるまで非課税で保有することが可能です。

18歳を迎えた後は、課税口座(特定口座・一般口座)へ自動的に払出されます。



*継続管理勘定では18歳になるまで(1月1日時点で18歳である年の前年12月31日まで)、金融商品を非課税で継続保有できます。

※なお、非課税保有期間(5年間)終了前に18歳を迎えた場合でも5年間は非課税で保有でき、非課税期間終了後に課税口座へ払出されます。

Q
6

ジュニアNISA口座の資金を18歳になる前に払出すことはできますか？

A
6

2024年以降はジュニアNISA口座の資金をいつでも非課税で払出せます。

ただし、18歳未満で払出す場合、一部のみを払出すことはできず、ジュニアNISA口座で保有する商品および資金を全て払出した上で、ジュニアNISA口座は廃止となります。

ジュニアNISAでの新規投資はできなくなりますが、18歳になるまでは引き続き非課税で保有できます！また、払出制限も緩和されます。



※上記は、当資料作成時点の情報に基づくものであり、将来の税制改正等により変更となる場合があります。



Q₇

複数の金融機関でNISA口座を開設することはできますか？
また、つみたて投資枠と成長投資枠を別々の金融機関で利用することはできますか？

A₇

NISA口座は同一年において1人につき1口座しか開設できません。
また、つみたて投資枠と成長投資枠の2つの投資枠は、1つの新しいNISA口座内で管理されるため、別々の金融機関で利用することはできません。

Q₈

NISA口座を開設する金融機関を変更することはできますか？

A₈

年単位で金融機関の変更が可能です。
ただし、変更したい年分の非課税枠をすでに利用している場合、その年分の変更手続きはできません。
また、金融機関を変更する場合、変更前の金融機関のNISA口座で保有している商品を変更後の金融機関のNISA口座に移すことはできません。

※利用者それぞれの非課税保有限度額については、国税庁において一括管理を行なうこととされています。

Q₉

新しいNISAのつみたて投資枠を利用せず、
成長投資枠のみを利用することはできますか？

A₉

成長投資枠のみを利用することも可能です。
ただし、成長投資枠の上限額は年間240万円までとなります。つみたて投資枠の年間120万円分を利用しなかったとしても、その分を成長投資枠に振り替えることはできません。
また、成長投資枠で積立投資をすることもできます。

Q₁₀

新しいNISAのつみたて投資枠や成長投資枠を年間の上限まで
使い切れなかった場合、翌年以降に繰り越しできますか？

A₁₀

つみたて投資枠、成長投資枠ともに年間の上限まで使い切れなかった場合でも、その分を翌年に繰り越しすることはできません。

Q
11

特定口座や一般口座で保有している商品をNISA口座に移すことはできますか？

A
11

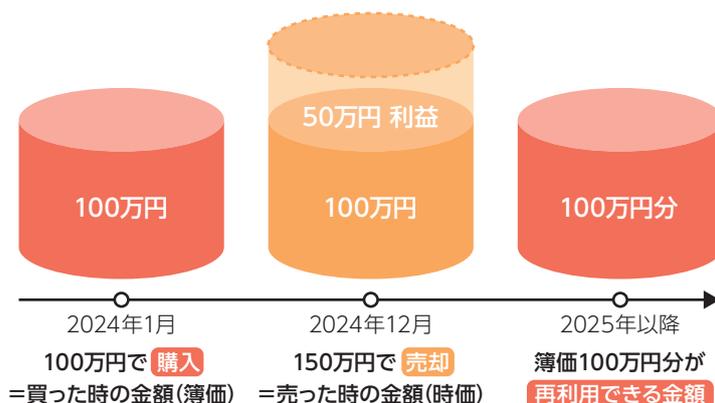
特定口座や一般口座で保有している上場株式や投資信託等をNISA口座に移すことはできません。

Q
12

新しいNISA口座内で購入した商品はいつでも売却できますか？

A
12

新しいNISA口座で購入した上場株式や投資信託等はいつでも非課税で売却できます。売却して空いた分の枠は、翌年以降に再び利用できるようになります。ただし、再利用できる枠はその商品を売った時の金額(時価)ではなく、買った時の金額(簿価)である点に注意が必要です。



例えば、100万円で買った商品を150万円で売った場合、買った時の100万円分が再び利用できる金額となります。

Q
13

NISA口座で保有する商品を売却して損失が生じた場合、他の口座で生じた利益と損益通算することはできますか？

A
13

NISA口座では、配当金や売買益等は非課税となる一方で、損失はないものとみなされるため、他の口座(特定口座・一般口座)で生じた利益との損益通算はできません。また、損失を翌年以降に繰り越すこともできません。

2024年にNISAが大幅リニューアル！ これまでの制度と比べて使い勝手が大きく向上します

2023年までのNISAの概要

	つみたてNISA	一般NISA	ジュニアNISA
年間投資枠	40万円	120万円	80万円
非課税保有期間	20年間	5年間	5年間*
口座開設期間	2023年まで	2023年まで	2023年まで
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等	上場株式・投資信託等
対象年齢	18歳以上	18歳以上	0～17歳



変更点

- 1 制度が一本化され、併用可能に！
- 2 年間投資枠が大幅拡大！
- 3 非課税保有期間が無期限に！
- 4 生涯投資枠(非課税保有限度額)が最大1,800万円で新設！



2024年からの新しいNISAの概要

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円	合計360万円	240万円
非課税保有期間	無期限化		無期限化
非課税保有限度額(総枠)	4 1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		
			うち成長投資枠1,200万円
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託		上場株式・投資信託等(一部の商品を除く)
対象年齢	18歳以上		18歳以上

※2023年までのNISA制度から新しいNISA制度への移管(ロールオーバー)はできません。

※2023年末までにジュニアNISA口座で投資した商品については、非課税保有期間(5年間)終了後、自動的に継続管理勘定に移管され、18歳になるまで非課税で保有することが可能です。

投資信託のご購入に際し、 お客さまにご理解いただきたいこと

お客さまが投資信託をご購入する際には、以下の2つの注意点を十分ご理解いただいた上で、当該投資信託の「投資信託説明書(交付目論見書)」を必ずご覧いただき、ご自身の判断で投資に関する最終決定をなさるようお願いいたします。

注意点① お客さまにご負担いただく費用について(消費税率10%の場合)

	種類	料率	費用の内容	ご負担いただく費用金額のイメージ (金額は左記の料率の上限で計算しています)
直接的にご負担いただく費用	購入時手数料	0~3.3% (税込)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。	基準価額10,000円の時に100万口を購入される場合、 最大33,000円 をご負担いただけます。
	信託財産留保額	0~0.5%	換金に伴い必要となる費用等を賄うため、換金代金から控除され、信託財産に繰入れられます。	基準価額10,000円の時に100万口を換金される場合、 最大5,000円 をご負担いただけます。
信託財産で間接的にご負担いただく費用	運用管理費用(信託報酬)	年率 0~1.98% (税込)	投資信託の運用・管理費用として、販売会社、委託会社、受託会社の三者が、信託財産の中から受け取る報酬です。	基準価額10,000円の時に100万口を保有される場合、 最大1日あたり約55円 をご負担いただけます。
	その他の費用・手数料		監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただけます。(その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません)	

※費用の種類や料率等は販売会社や個々の投資信託によって異なります。上記費用の料率は大和アセットマネジメントが運用する一般的な投資信託の料率を表示しております。ファンド・オブ・ファンズでは、ファンドが投資対象とする投資信託の運用管理費用等を別途ご負担いただけます。また投資信託によっては、運用実績に応じた報酬や換金手数料をご負担いただく場合があります。※手数料等の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。※投資信託により異なりますので、くわしくは販売会社にお問合わせください。また、詳細につきましては「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

注意点② 投資信託のリスクについて

投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。投資信託が投資する有価証券等によりリスクの要因は異なりますので、お申込みにあたっては、投資信託の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

当資料のお取扱いにおけるご注意

- 当資料は投資判断の参考となる情報提供を目的として大和アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、勧誘を目的としたものではありません。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡りする「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認ください。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。また、記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。
- 当資料は資料作成時点の情報に基づき、NISA制度について説明したものであり、将来の税制改正等により変更となる場合があります。
- 当資料で掲載した図はイメージです。

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

商号等 大和アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2023年12月)